

質疑應答

道路敷地所有權の歸屬と其の登記手續に關し御教示を乞ふ

答 道路の敷地と爲るべき土地は必ずしも道路管理者の所有に歸屬せしむる必要はない。唯だ道路管理者はその土地を道路とするに付き正當の権原を有すれば足るのである、從つて道路の費用を負擔する公共團體が道路と爲るべき土地を取得しその上に道路を開設することも出来るのである。併しながら道路管理者たる行政廳だけの権限を有するので土地を國家に取得するのは國有財產法に依るべきものである、從つて内務大臣の部局長である地方長官の権限に屬すと主張する議論もあるが、それは大なる誤であつて、土地の取得行爲の道路管理者の権限に屬することは道路法第二十條が道路の新設改築を道路管理者の権限であると規定したのに徴して明かである、故に道路敷地の取得に就いては國有財產法の適用を受けず、道路管理者の專権に屬するのであるからその土地の取得に關する登記行爲も亦道路管理者の代理人として登記を嘱託するが國有財產の管理者たる内務大臣の代理人として登記を嘱託するのではなく、不動産登記法に所謂公署として單獨に登記することあるから右の解釋に依つて差支ないとと思ふ。(田中幹事)

問 道路敷地所有權の歸屬と其の登記手續に關し御教示を乞ふ

答 道路の敷地と爲るべき土地を取得する権限を有することは、前項に答辯した處であるが、其の取得に關し土地收用法を適用する場合も亦土地收用法に所謂起業者は道路管理者たる行政廳である、從つて土地收用法第八十二條の規定に依り、收用審査會が決定した補償金額に不服ある者が民事訴訟を提起する場合は、道路管理者を被告とせられなければならない、此場合の訴訟は畢竟土地の取得に關することであるから此に要する費用は道路に關する費用である、從つて道路法第三十三條の規定に依り管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔すべきものである、或は此の如き訴訟費用は國の機關たる知事の職務執行の爲に要する費用であるから、國費を以て支辨すべきものであると解する説がある、併しながら知事の職務執行である知事のみ以て、國費の支辨であると言ふならば費用も總て國費であると言はなければならぬ、然るに公共團體の負擔となつて居るのは道路法第三十三條の規定があるからである、故に此説は理論上の根據に乏しい、内務省では明治四十五年頃に河川法を施行する河川の敷地取

を得る権限を有するのである、從つて不動産登記法第三十五條第五款に規定する代理権限の問題を生ぜず又内務省所管不動産登記に付内務大臣の代理人としての指定を要しないのである、登記所は道路管理者は内務大臣の代理人であると謂ふ見解を採つて道路管理者たる市町村長は明治三十五年内務省令第一三號に内務省所管の登記の嘱託官吏として指定なきを理由とし登記を拒絶した様であるが、以上の理由でその却下處分が問題となつた、爲に近く司法省より右却下處分の間違つて居ることを通知する由であるから右の解釋に依つて差支ないとと思ふ。(田中幹事)

問 道路に關する費用支辨の爲夫役現品を賦課することを得るや、

答 道路管理者は道路を新設し改築し修繕及維持を爲す権限を有し此が爲に生じたる費用は特定の國道を除く外は管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔に屬するのである、此負擔は府縣制第二百二條市制第二百十六條及町村制第九十九條に規定する府縣市町村の義務支辨に屬するのである、此の場合に於て公共團體がその義務を履行する爲めにその費用を如何にして賦課徴収すべきかは費用を負擔すべき公共團體に關する規定に依りて解釋する事を要するのである、府縣は其の必要に依り夫役現品を賦課する事が出來る(府縣制第二百十二號)市町村も亦同様である(市制第二百十六條町村制第九十九條)道路法が第三十九條、第四十一條の負擔を特に同法第四十三條に於て道路に關する費用の負擔金と規定して金錢負擔なることを示したる場合等は勿論夫役現品を賦課することが出來ないが道路法第三十三條第二項は廣く道路に關する費用は管理者たる行政廳の統轄する公共團體の負擔とすと規定し必ずしも金錢負擔なることを必要と爲さざるが故に本問は着極に解する

問 官有地を道路敷地の用に供する場合の手續如何

答 道路の敷地も亦廣き意味に於て國有の財產たることは疑はないが、其の管理及處分に關しては國有財產法の適用を受けないのである、夫れど道路法が國有財產法の特別法と觀るべきものであるから、故に道路管理者が國有財產法の適用を受けて國有土地を道路敷地に供せんとする場合は國有財產法の規定に依る手續を履行せなければならぬ、即ち道路管理者たる行政廳は道路事務を主管する主務大臣の部局長に對して國有財產たる土地を道路敷地と爲すに付其の管理換を申請し、各省大臣は國有財產法施行令第三條の手續を爲し管理換を爲すのである、此と反対に道路を構成したる土地を國有財產法を適用すべき土地と爲す場合に於ては道路法第六十二條及同條の規定に依る不用物件等の管理及處分に關する勅令(大正八年勅令第四七四號)の定むる所に依り、道路管理者が其の屬する主務大臣たる内務大臣に還付し内務大臣は國有財產法の規定に依りて措置するのである(田中幹事)

問 二十一號線工事功程表承り度し

答 左表の通り御承知相成度し(田中幹事)

一五三

